

【表紙】

【提出書類】

内部統制報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成30年6月28日

【会社名】

O K K 株式会社

【英訳名】

O K K C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 宮 島 義 嗣

【最高財務責任者の役職氏名】

――

【本店の所在の場所】

兵庫県伊丹市北伊丹八丁目10番地1

【縦覧に供する場所】

O K K 株式会社東京支店
(さいたま市北区日進町三丁目610番地1)
O K K 株式会社名古屋支店
(名古屋市名東区社台三丁目151番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長宮島義嗣は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社及び連結子会社における財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その評価結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社（大豊機工㈱、OKK USA CORPORATION及びOKKテクノ㈱）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社1社（OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.）については、金額的及び質的重要性の観点から財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の過去4連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）及び当連結会計年度の売上高見込額（連結会社間取引消去後）の平均値が高い拠点から合算していき、過去4連結会計年度の売上高及び当連結会計年度の連結売上高見込額の平均値の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲における見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、複雑な会計処理が必要な取引を行っている事業又は業務、財務報告の重要な事項の虚偽記載に結びつきやすい事業上のリスクを有する事業又は業務に係る業務プロセスについて、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成30年3月31日現在の当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。